

## 伊勢都市計画道路の変更（伊勢市決定）

都市計画道路中 3・6・22 号高向小俣線を、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・22	高向小俣線	伊勢市御菌町高向字上蓼原	伊勢市小俣町相合	伊勢市小俣町元町	約 2,870m		2 車線	9.5m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	構造形式内訳		伊勢市御菌町高向字上蓼原	伊勢市小俣町元町		約 940m	嵩上式		9.5m		
						約 1,930m	地表式		9.5m ～16.0m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書による。

# 理 由 書

都市計画道路は、都市の将来像を示し、健全な土地利用を図ることを目的として、伊勢市においては昭和 21 年に都市計画決定し、その後、時勢に応じて追加・変更してきた。しかし、当初決定時に比べ人口や交通量、まちづくりの方針が変わり、必要性の低下や役割に変化が生じており、適切に計画を見直す必要性がある。

このような中、高向小俣線については、平成 31 年に当該路線の約 1,280m 区間の道路幅員を 9.5m とし、一部線形の変更を行ったところである。

このたび、事業を推進するにあたり詳細な設計及び関係機関との調整を行ったところ、道路法面の盛土形状が確定したため、法尻までを都市計画道路の区域とするものである。

また、起点である御菌町高向から幅員構成 9.5m で整備を行うことから、小俣町元町の整備済区間までの幅員についても 9.5m で統一し、一部の線形については整備後約 20 年が経過し、再整備を行う計画がないことから、都市計画の制限を解除するため、既存道路にあわせて変更するものである。





3・6・22号 高向小俣線  
L=約2,870m W=9.5m 2車線

○変更区間(幅員、線形)  
L=約320m W=16.0m 2車線  
L=約320m W=9.5m 2車線

○変更区間(幅員、線形)  
L=約1,280m W=9.5m 2車線  
L=約1,280m W=9.5m 2車線  
(法幅:9.5~42.9m)

常上式  
L=約960m W=9.5m 2車線  
L=約940m W=9.5m 2車線

①幅員・線形  
変更

②幅員変更

③区域変更

④区域変更

凡例

変更前	
変更後	

縮尺: 1/4000

# 新 旧 対 照 表

## 伊勢都市計画道路の変更（伊勢市決定）

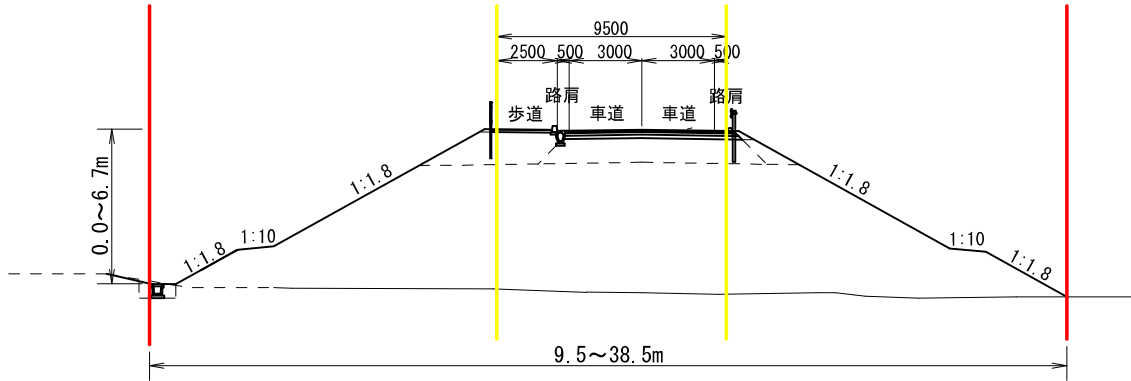
（ゴシック斜体）は変更前

都市計画道路中 3・6・22 号高向小俣線を、次のように変更する。

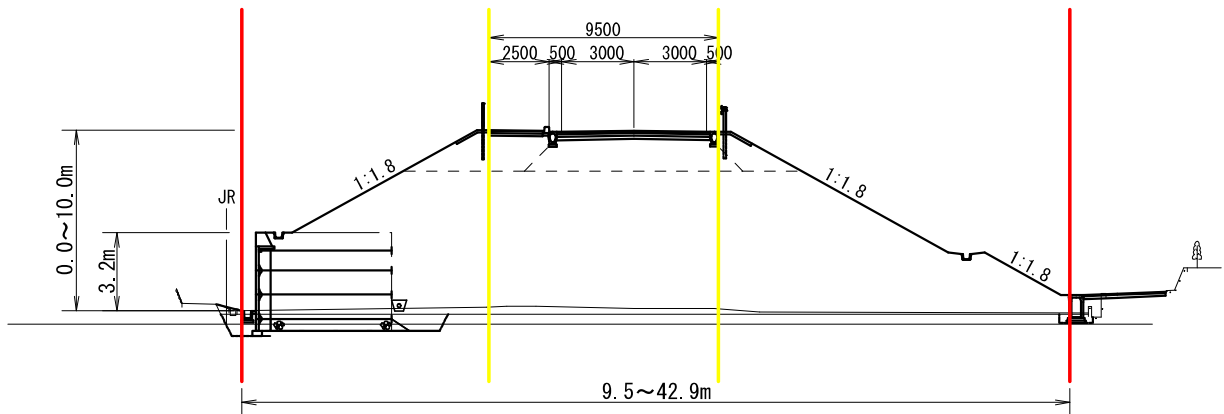
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・22	高向小俣線	伊勢市御菌町高向字上蓼原	伊勢市小俣町相合	伊勢市小俣町元町	約 2,870m		2 車線	9.5m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	構造形式内訳		伊勢市御菌町高向字上蓼原	伊勢市小俣町元町		(約 960m) 約 940m	嵩上式		9.5m		
						(約 1,910m) 約 1,930m					

# 標準横断図

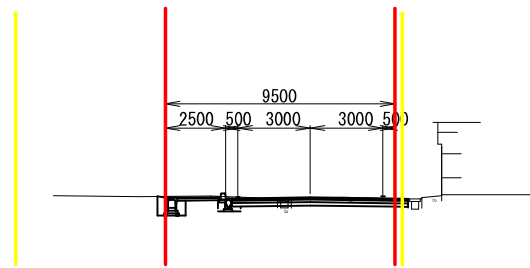
S=1 : 300



御園側・嵩上式



小俣側・嵩上式



小俣側・地表式

- 变更后都決ライン
- 変更前都決ライン

伊勢都市計画道路（高向小俣線）の変更について

事 項	時 期	備 考
第 69 回都市計画審議会	令和 5 年 8 月 16 日	素案 事前説明
素案の縦覧	令和 5 年 9 月上旬	2 週間縦覧
県事前協議	令和 5 年 10 月	
第 70 回都市計画審議会	令和 5 年 11 月中旬	素案縦覧報告・案事前説明
案の縦覧	令和 5 年 12 月上旬	2 週間縦覧
第 71 回都市計画審議会	令和 6 年 1 月下旬	案縦覧結果報告・審議（答申）
県本協議	令和 6 年 2 月中旬	
変更告示	令和 6 年 2 月下旬	